

# JR東海労ニュース

9条堅持!



山岡けんじ

No.1842

2013年6月4日

JR東海労働組合

## 今度は京都駅で配管金具がホームに落下! 会社の安全管理に問題あり!

会社は5月26日、ホームページで「京都駅ホームにおける配管金具の落下について」と題した発表を行いました。発表によれば、この事故は「5月26日16時50分頃、東海道新幹線京都駅下りホーム10号車付近にて、ホーム上屋の電気配管の取付金具（鉄製、大きさ約4cm×約4cm×約3cm、重さ約80g）が約5m下のホームに落下した。お客様に怪我はなく、原因は調査中」「お客様から落下の申告があり事象が発覚した」としています。

配管金具が5メートル下のホーム上に落下し、乗客等に衝突すれば負傷することはおろか、人命に関わる事態になることも考えられ、安全上大きな問題です。JR東海労は会社に対して事故の詳細と原因の解明、そして同種事故を二度と起こさないための具体的対策等を求め『申第43号』として申し入れを行いました。

### 『申第43号』の申し入れ内容

- ◆この事故の詳細と原因を具体的に明らかにすること。
- ◆会社は「お客様から落下の申告があり事象が発覚した」と発表しているが、この事故が発覚した経緯と、このお客様への対応、また負傷者の有無を具体的に明らかにすること。
- ◆会社は落下した配管金具を「素材は鉄製、大きさは約4cm×約4cm×約3cm、重さは約80g」としているが、組合ではホーム上の乗客等に衝突すれば負傷することは明らかであり、場合によっては人命に関わる事態になると認識する。会社の見解を明らかにすること。
- ◆会社は、配管金具が落下する可能性があることを予測していたのか明らかにすること。
- ◆落下した配管金具の過去の点検状況と直近の点検結果を明らかにすること。また、ホーム上屋に設置している設備の点検状況を明らかにすること。
- ◆過去において同種事故があったのか、明らかにすること。
- ◆同種事故の具体的防止策を明らかにすること。
- ◆このような事故が発生した場合は速やかに労働組合に説明し、協議の場を持つこと。